

青少年健全育成条例に基づく立入調査に

御協力をお願いします

埼玉県では、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書・DVD等の青少年への販売貸出及び店頭への陳列、青少年の深夜外出などについて、埼玉県青少年健全育成条例による一定の規制を行っています。

本日は、埼玉県青少年健全育成条例第26条に基づく立入調査にまいりました。

お忙しいところ大変恐縮ですが、条例の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

※条例による「青少年」とは18歳未満の者をいいます。

※調査を拒むなどの行為をした者は、10万円以下の罰金に処せられることがありますので、御注意ください。

問い合わせ先：青少年課又は最寄りの各地域振興センター(事務所)まで

問い合わせ先	電話番号
埼玉県県民生活部青少年課	048-830-2904
南部地域振興センター	048-256-1110
南西部地域振興センター	048-451-1110
東部地域振興センター	048-737-1110
県央地域振興センター	048-777-1110
川越比企地域振興センター	049-244-1110
川越比企地域振興センター東松山事務所	0493-24-1110
西部地域振興センター	04-2993-1110
利根地域振興センター	048-555-1110
北部地域振興センター	048-524-1110
北部地域振興センター本庄事務所	0495-24-1110
秩父地域振興センター	0494-24-1110

有害図書等とは

青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書や雑誌、ビデオ、DVD、CD等で下記の2つの方法で指定されたものをいいます。

個別指定：次のいずれかに該当するものを、県が個別に指定します。

- 性的な感情を著しく刺激するもの
- 粗暴性や残虐性を甚だしく助長するもの

残虐なゲームソフトを個別指定しました。

名 称	発行所	指定年月日
グランド・セフト・オートⅢ	株式会社カプコン	平成17年9月16日

- 犯罪や自殺を著しく誘発するもの

包括指定：次のいずれかに該当するものは、有害図書等とみなされます。

- 雑誌・図書：卑わいな姿態又は性的な行為を被写体とした写真又は描写した絵（漫画を含む）の頁数が20頁以上、又は総頁数の1/5以上
- ビデオ・DVD類：卑わいな姿態又は性的な行為を描写した場面の合計が3分以上
- ゲームソフト・CD写真集等：卑わいな姿態又は性的な行為を描写した静止画等が20場面以上

下のようなマークの付いたゲームソフトなどについては、条例による規制の対象となる可能性があります。



注) CERO：NPO法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構の略称

有害図書等の青少年購入等禁止表示の義務

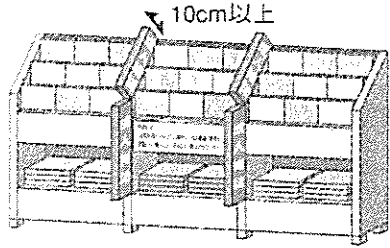
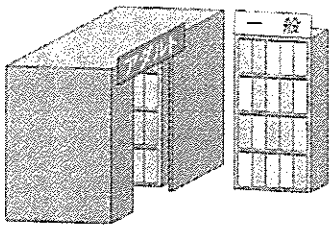
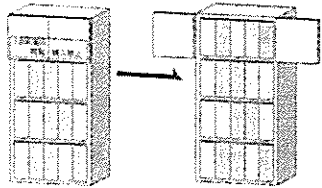
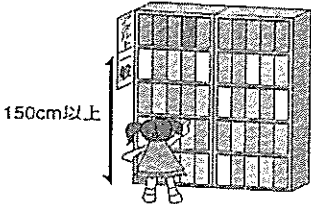
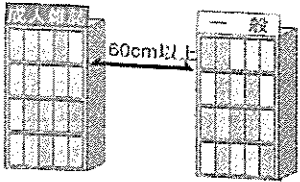
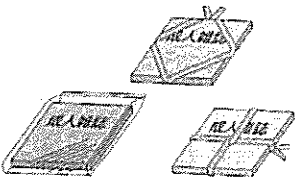
有害図書等を陳列するときは、お客様から見やすい箇所に青少年の購入や貸出、閲覧を禁止する旨の表示をしなければなりません。

【有害図書等の青少年購入等禁止表示の例】

条例により、18歳未満の方はここに陳列してある書籍・雑誌を閲覧したり購入したりすることは禁止されています。

有害図書等の区分陳列の方法

有害図書等は、次の6つのいずれかの方法により、他の図書等と区分して陳列しなければなりません。

<p>1. 有害図書等から10cm以上張り出した仕切り板の間に、有害図書等を陳列する</p> 	<p>2. 間仕切り等により内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に、有害図書等を陳列する</p> 
<p>3. 扉等により内部を容易に見ることができない措置がとられた棚に、有害図書等を陳列する</p> 	<p>4. 床面から150cm以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書等をまとめて陳列する</p> 
<p>5. 有害図書等以外の図書等を陳列する棚と60cm以上離れた棚に、有害図書等を陳列する</p> 	<p>6. 有害図書等をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列する</p> 

有害図書等関係の条例による罰則

有害図書等関係の条例による主な罰則は、次のとおりです。

主な規制事項	違反した場合の罰則
青少年への売買、交換、貸付け等の禁止	30万円以下の罰金
有害図書等を他の図書等と区分して陳列する義務	知事の是正命令に従わないとき 30万円以下の罰金
「青少年の有害図書等の購入、閲覧、借受け禁止」の表示を行う義務	知事の是正命令に従わないとき 30万円以下の罰金

有害図書等関係の条例による罰則

青少年の非行行為や青少年が犯罪の被害者になることを防止するため、条例により青少年の深夜外出を制限しています。

青少年の深夜入場禁止施設

カラオケボックス、マンガ喫茶・インターネットカフェについては、青少年を深夜（午後11時～翌朝午前4時）入場させてはならない施設です。（違反した場合：30万円以下の罰金）

また、深夜における青少年の入場を禁止する旨を表示しなければなりません。（違反した場合：10万円以下の罰金）

【青少年の深夜入場禁止表示の例】

条例により禁止されていますので、午後11時から翌日午前4時までの間は、保護者同伴の場合であっても、18歳未満の方の入場をお断りいたします。

深夜営業者に青少年の帰宅勧奨努力義務

コンビニエンスストア、書店などで深夜営業を行う事業者は、深夜に施設内や敷地内にいる青少年に対し、掲示や放送、声かけなどの方法により帰宅を促すように努めてください。

【青少年の帰宅勧奨掲示の例】

条例により、18歳未満の方を深夜（午後11時～翌朝午前4時）に外出させる行為は制限されています。18歳未満の方は、遅くとも午後11時までに帰宅しましょう。

【参考】

ゲームセンターについては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第22条第5号及び同施行条例第7条により青少年の深夜入場が禁止されています（適用外の施設もあります）。

営業者には、次の取組が義務づけられています。違反した場合には罰則があります。

- ・青少年の深夜入場禁止の掲示をする。
- ・青少年を深夜入場させない。

【同法による青少年の深夜入場禁止表示の例】

次の時間帯の入場を禁止します。

16歳未満・・・午後 6時～翌日の日出時

16歳以上、18歳未満・・・午後10時～翌日の日出時

青少年のインターネット利用に関する努力義務

保護者やインターネットカフェの経営者、従業員などは、青少年がインターネットを利用するにあたっては、青少年に有害な性的情報、粗暴性や残虐性を助長する情報、犯罪や自殺を誘発する情報を閲覧、書き込み、掲載をさせないように努めなければなりません。

フィルタリングソフトやプロバイダーのフィルタリングサービスなどを活用し、青少年に有害な情報を閲覧させない方法が効果的です。

また、インターネットカフェにおいては、カウンターの近くなど従業員の目の届く場所で利用させるのも有効です。